

「JAカードローン（ジャックス保証型）」商品概要説明

（平成31年4月1日現在）

商品名	JAカードローン（ジャックス保証型）										
ご利用いただける方	<p>次の全ての条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●ご契約時の年齢が満20歳以上60歳以下の方。 ●安定・継続的な収入の見込める方。 ●過去に不渡り、延滞等の事故がなく、当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 										
ご提出いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類（運転免許証、パスポートの写し、または健康保険証の写し） ● 所得を証明する書類（株式会社ジャックスが必要と認めた場合） <ul style="list-style-type: none"> ①給与所得者の場合 源泉徴収票または住民税決定通知書の写し ②自営業者の場合 納税証明書（その1・その2）または確定申告書（税務署受付印のあるもの）の写し 										
資金使途	●生活に必要な一切のご資金とします。（但し、事業性資金は除く）										
契約金額	●50万円型・100万円型										
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約日から2年後の応答日の属する月の約定返済日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに2年間延長するものとし、以後も同様としますが、満64歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ● 当JAまたは保証機関（株式会社ジャックス）が、更新不相当と認めた場合は、更新いたしません。 										
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利とします。 ●利率は、当JA融資相談窓口へお問い合わせください。 										
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に対して次の金額を返済用貯金口座からの自動引落によりご返済いただきます。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">前月約定返済日 現在のお借入残高</td> <td style="width:25%;">1万円未満</td> <td style="width:25%;">1万円以上50万円 以下</td> <td style="width:25%;">50万円超100万円 以下</td> </tr> <tr> <td>ご返済額</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> <td>1万円</td> <td>2万円</td> </tr> </table> <p>但し、返済日前日におけるお借入残高が上記約定返済額に満たない場合には、返済日前日現在におけるお借入残高をご返済いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことになりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。 			前月約定返済日 現在のお借入残高	1万円未満	1万円以上50万円 以下	50万円超100万円 以下	ご返済額	前月約定返済日現在のお借入残高	1万円	2万円
前月約定返済日 現在のお借入残高	1万円未満	1万円以上50万円 以下	50万円超100万円 以下								
ご返済額	前月約定返済日現在のお借入残高	1万円	2万円								

利息の計算方法	●毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	●株式会社ジャックス所定の保証料 ●保証料は、当JA融資相談窓口へお問い合わせください。
手数料	●不要です。 ●ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部（電話：0893-24-4182）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。

